

たなかクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 クラブの名称は、「たなかクラブ」(以下「クラブ」という。)とする。

(住所)

第2条 クラブの事務所は、台東区日本堤 2-25-4 たなかスポーツプラザに置く。

(目的)

第3条 クラブは、台東区及びその周辺に在住する子供から高齢者までのすべての区民の生涯スポーツ社会実現を目指し、「元気が一番！スポーツ大好き！たいとう」を合言葉に、会員の健康保持推進を図るとともに、地域に根ざしたスポーツ環境づくり、及び活力に満ちた地域の形成に寄与することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、クラブは台東区生涯スポーツ関係協議会や地域住民をはじめ、多くの関係機関の協力を得ながら活動を行う。

(事業内容)

第4条 前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1)スポーツの普及、及び会員の拡大に関する事業
- (2)健康の保持推進に関する事業
- (3)スポーツ教室等の開催
- (4)指導者の資質向上に関する事業
- (5)スポーツ環境の整備につながる事業
- (6)地域コミュニティの活性化につながる事業
- (7)各種イベントの開催に関する事業
- (8)その他、目的達成に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 クラブ会員は次の者をもって構成する。

- (1)一般会員(クラブに入会した個人)
- (2)賛助会員(クラブの趣旨に賛同する個人・団体)

(会員資格)

第6条 クラブに会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書をクラブに提出し、会費等を添えて申し込むこととする。

2 クラブは、前項の規定による申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会員資格は他に貸与及び譲渡することはできない。

(会員の休会及び資格の喪失)

第7条 会員がクラブを休会、または退会しようとする場合は、書面によりクラブに提出しなくてはならない。

2 クラブの会員資格は、退会、除名、死亡によって喪失する。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、役員会の決議を経て除名する。

- (1)3ヶ月以上にわたりクラブに対する諸支払金を滞納したとき。
- (2)クラブの名誉を著しく毀損したとき。
- (3)クラブ運営に著しく支障をきたす言動又は行為があったとき。

(入会金及び会費)

第9条 クラブ会員は、クラブの役員会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会費の不返納)

第10条 一度納入した会費、入会金は返納しない。

第3章 役員

(役員)

第11条 クラブに次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 若干名

(3)部会長 各部1名

(4)事務局長 1名

(5)会計 2名

(6)監事 2名

2 クラブに特別役員として顧問、相談役、参与等を若干名置くことができる。

(役員在所掌)

第12条 役員在所掌は以下のとおりとする。

(1)会長は、クラブの会務を統括し、クラブを代表する。

(2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、総会においてあらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。

(3)部会長は、各部の競技及び活動の内容を総括し、これを会長に報告する。

(4)事務局長は、役員会・運営委員会の相互調整を行い、事務局を総括する。

(5)会計は、出納を担当し、クラブの費用に関して記帳をもって管理し、要請のあるときはこれを報告する。

(6)監事は、クラブの会計及び事業を監査する。

(7)特別役員は~~その任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。~~会長の諮問に応じる。

(役員任期等)

第13条 役員等の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に補欠が生じた場合は、会長が代理を選任することができる。

3 補欠による役員等の任期は、前任者の在任期間とする。

4 役員等はその任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第3章 組織

(組織)

第14条 クラブに、次の組織を置く。

(1)役員会

(2)運営委員会

(3)部会

(4)事務局

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、クラブの運営及び事業の実施にあたる。

2 運営委員会は会長、担当の副会長、部会長、事務局長により構成される。

3 運営委員会の委員は、部会及び事務局のいずれかに属し、会務を執行する。

4 運営委員会会議は、担当の副会長の招集により開催し、本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則について所掌する。

5 運営委員会会議は出席した委員の過半数を持って決し、可否同数の時は会長が決する。

6 委任状を提出し運営委員会会議を欠席する委員は、その会議の出席者とみなす。

7 年会費、参加料等、重要な案件は運営委員会で決議し、役員会で承認を得るものとする。

(部会)

第16条 運営委員会に、次の部会を設置し、その実務にあたる。

(1)総務部(クラブ運営の総務、広報、事務局)

(2)事業部(教室の実施)

(3)会計(財務管理、出納)

(4)その他、会長がクラブ運営上、必要と認める部会。

2 各部会は、部会長1名、副部会長若干名及び部員で構成する。

3 副部会長及び部員は、各部会長が推薦し、運営委員会で承認する。

4 副部会長及び部員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員会)

第17条 役員会は、運営委員会(部会も含む)の進行管理及び相互調整を行う。

2 役員の内訳は、次のとおりとする。

(1)会長

(2)副会長

(3)部会長

(4)事務局長

(5)会計

(6)監事

3 役員会会議は、会長の招集により開催する。

4 役員会の運営については、第15条の規定を準用する。

第5章 総会

(定期総会)

第18条 総会は、年1回、会長が召集し、次の事項を所掌する。

(1)前年の事業及び決算の報告

(2)次年の事業及び予算の計画

(3)会長及び監事の選任

(4)規約の改廃

(5)その他、クラブの重要事項

2 総会を召集するには、総会前日の10日前までに、議決権を有する会員に通知しなくてはならない。

3 総会での議決権は満16歳以上の会員に付与する。

第19条 臨時総会は、次の時に会長が召集する。

(1)会長が必要と認めるとき。

(2)議決権を有する会員の、3分の1以上により召集の要求があったとき。

(議決)

第20条 総会の議事は、出席した会員の過半数により決し、可否同数の時は会長が決する。

2 委任状を提出し会議を欠席する会員は、その会議の出席者とみなす。

第6章 会計

(資金)

第21条 クラブの資金は以下のものとする。

(1)入会金

(2)事業等による収入

(3)国・都・スポーツ振興団体等からの補助金・助成金

(4)寄付金・協賛金

(5)その他

(資金の管理)

第22条 クラブの資金は会計が出納、運用管理を行う。

(予算及び決算)

第23条 クラブの予算及び決算は、総会の議決・承認を得なければならない。

(会計年度)

第24条 クラブの会計年度は、各年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 事故の責任

(責任)

第25条 クラブ会員は、クラブ活動に際しては、この規約及び使用施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブ及び指導者等に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第26条 クラブ会員及び指導者は原則として、スポーツ障害保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害をはじめ、一切の事故についてはスポーツ障害保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

2 未加入者の活動中の事故については、クラブでは一切の責任を負わない。

第8章 雑則

第27条 クラブが得た会員の個人情報、クラブの運営に以外には使用してはならない。

(細則)

第28条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会で決議し、役員会の承認を経て、会長がこれを定める。

(改廃)

第29条 この規約は、運営委員会で決議し、総会の承認により改廃するものとする。

附則

1 この規約は、平成27年1月29日より施行する。